

◎新潟県告示第1509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田皆川金井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市浜河内字赤坂1025番1から 同市小倉字倉が沢甲1668番1まで	新	(A)4.2～94.0メートル	2,982.2メートル
佐渡市浜河内字中せ1009番2から 同市小倉字倉が沢甲1668番1まで		(B)8.0～57.0メートル	1,789.0メートル
佐渡市浜河内字赤坂1025番1から 同市小倉字倉が沢甲1668番1まで	旧	4.2～94.0メートル	3,153.5メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。